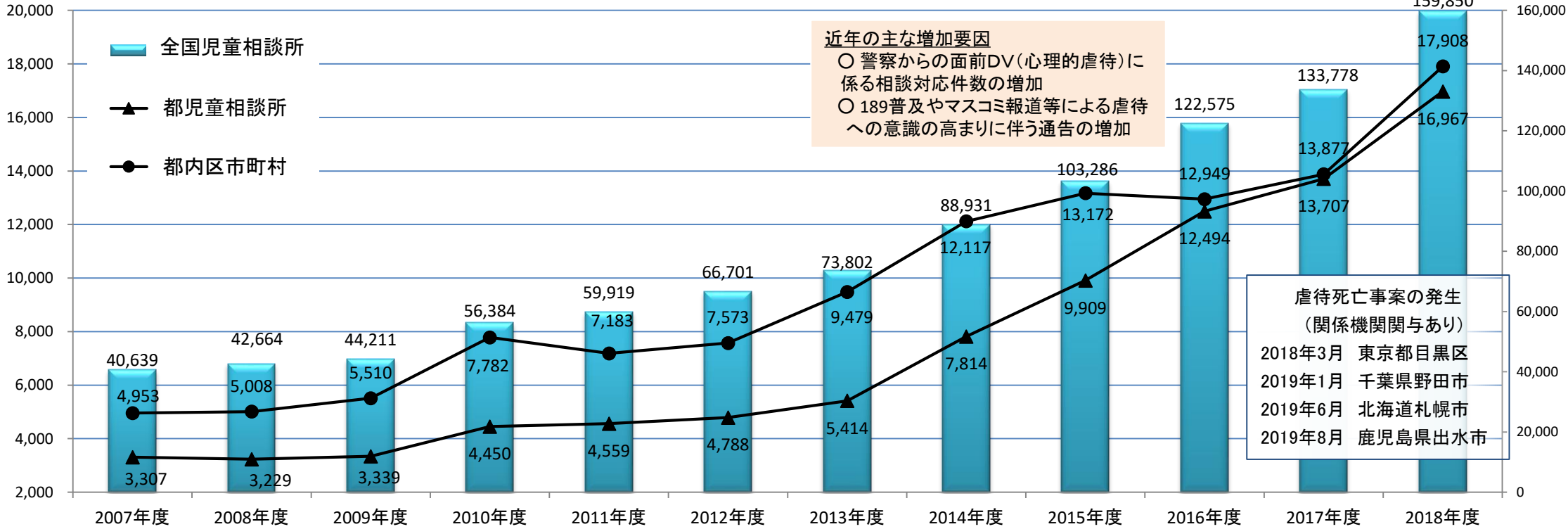


# 児童相談行政を取り巻く現状

資料2

## 《増加を続ける虐待対応件数》



近年の主な増加要因

- 警察からの面前DV(心理的虐待)に係る相談対応件数の増加
- 189普及やマスコミ報道等による虐待への意識の高まりに伴う通告の増加

虐待死亡事案の発生  
(関係機関関与あり)

- 2018年3月 東京都目黒区
- 2019年1月 千葉県野田市
- 2019年6月 北海道札幌市
- 2019年8月 鹿児島県出水市

## 児童相談行政のステージの変化

**児童虐待防止に向けた緊急総合対策《緊急的措置》**  
(2018年7月閣議決定)

- 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- 虐待通告受理後48時間以内の安全確認の徹底、安全確認できない場合の立入調査の実施
- 児童相談所と警察の情報共有の強化
- 子供の安全確保を最優先とした躊躇のない一時保護や施設入所等の実施の徹底 等

**児童虐待防止対策体制総合強化プラン《新プラン》**  
(2019年度～2022年度)

- 児童相談所の体制強化として、児童福祉司を大幅に増員(人口3万人に1人、児童福祉司一人当たりの相談件数40ケース相当)するとともに、児童心理司、保健師、弁護士、一時保護所職員の体制を強化
- 区市町村の体制強化として、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置や研修の実施等により専門性を確保

**児童虐待防止対策の抜本的強化**  
(2019年3月閣議決定)

- 子供の権利擁護(体罰禁止の法定化、体罰によらない子育ての普及啓発)
- 児童虐待の発生予防・早期発見(乳幼児健診未受診者の安全確認、地域や学校等の相談窓口の整備)
- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(児童相談所の体制強化、介入と支援を行う職員の分離、関係機関の連携強化)
- 社会的養育の充実・強化(里親開拓・支援の拡充、児童養護施設等の地域分散化、自立支援の強化) 等